資料　2

上田市地域防災計画　風水害対策編

主な修正点に係る修正（案）
新旧対照表

平成２６年２月２８日

上田市防災会議

頁	修　正　案	現　行
Ｐ３２	**第７節　消防・水防活動計画** （総務部、都市建設部、消防本部） 第１　基本方針 大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 第２　主な取組み １　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。 ２　資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 第３　計画の内容 １　消防計画 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。 その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。 （１）消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進するものとする。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。 また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。 （２）消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整	**第７節　消防・水防活動計画** （総務部、都市建設部、消防本部） 第１　基本方針 大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 第２　主な取組み １　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。 ２　資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 第３　計画の内容 １　消防計画 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。 その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。 （１）消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進するものとする。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。 また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。 （２）消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整

Ｐ３２	備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。 （３）被害想定の実施 消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。 （４）消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。	備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。 （３）被害想定の実施 消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。 （４）消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。
Ｐ３３	（５）火災予防 ア　防火思想、知識の普及 火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。 イ　防火管理者制度の効果的な運用 消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。 また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。 ウ　危険物保有施設への指導 化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。 （ア）可燃物と酸化剤の混合による発火 （イ）黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 （ウ）金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火	（５）火災予防 ア　防火思想、知識の普及 火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。 イ　防火管理者制度の効果的な運用 消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。 また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。 ウ　危険物保有施設への指導 化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。 （ア）可燃物と酸化剤の混合による発火 （イ）黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 （ウ）金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

Ｐ３３	（６）活動体制の整備 大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。 特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。 （７）応援協力体制の確立 大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。	（６）活動体制の整備 大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。 特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。 （７）応援協力体制の確立 大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。
Ｐ３４	２　水防計画 次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。 （１）水防組織、水防団、消防団の確立・整備 （２）水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか次に掲げる事項 ア　重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認 イ　緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備 （３）通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備 （４）平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視 （５）河川ごとの水防工法の検討 （６）居住者への立退の指示体制の整備 （７）洪水時等における水防活動体制の整備 （８）他の水防管理団体との相互応援協定の締結 （９）浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成 （10）地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等の施設の名称及び所在地を定める。 （11）地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設という。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 （12）地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 （13）（10）～（12）に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。	２　水防計画 次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。 （１）水防組織、水防団、消防団の確立・整備 （２）水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか次に掲げる事項 ア　重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認 イ　緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備 （３）通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備 （４）平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視 （５）河川ごとの水防工法の検討 （６）居住者への立退の指示体制の整備 （７）洪水時等における水防活動体制の整備 （８）他の水防管理団体との相互応援協定の締結 （９）浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成 （10）浸水想定区域内にある地下街等の施設の名称及び所在地を公表 （11）浸水想定区域内にある災害時要援護者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表 （12）（10）～（11）に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

Ｐ３４	（14）水防機関の整備 （15）水防計画の策定 （16）水防協議会の設置 （17）水防訓練の実施（年１回以上） ア　水防技能の習熟 イ　水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ウ　発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練 （18）河川管理者の協力が必要な事項 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。 ア　河川に関する情報の提供 イ　重要水防箇所の合同点検の実施 ウ　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 エ　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与 オ　水防活動の記録及び広報 （19）河川に関する情報の提供 （18）アに関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。 （20）水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。 ３　防災上重要な施設の管理者等が実施する計画 （1）地下街等の所有者又は管理者が実施する計画 ア　地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。 イ　地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛消防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。 （2）要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画 ア　地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者	（13）水防機関の整備 （14）水防計画の策定 （15）水防協議会の設置 （16）水防訓練の実施（年１回以上） ア　水防技能の習熟 イ　水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ウ　発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

Ｐ３４	又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施に努めるものとする。 イ　地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛消防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。 （3）大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画 ア　地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練を実施に努めるものとする。 イ　地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛消防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。	

頁	修　正　案	現　行
Ｐ３５	**第８節　要配慮者支援計画** （総務部、生活環境部、健康福祉部、商工観光部） 第１　基本方針 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者（とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。 第２　主な取組み １　要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。 ２　在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 ３　社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 ４　医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 ５　外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。 ６　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 第３　計画の内容 １　要配慮者支援計画の作成 （１）避難行動要支援者に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認	**第８節　災害時要援護者支援計画** （総務部、生活環境部、健康福祉部、商工観光部） 第１　基本方針 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には災害時要援護者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。 また、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する災害時要援護者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。 第２　主な取組み １　在宅災害時要援護者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 ２　社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 ３　医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 ４　外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。 ５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 第３　計画の内容

Ｐ３５	等を行うための措置について定めるものとする。 （２）避難行動要支援者の把握と名簿の作成 ア　市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。 イ　避難行動要支援者名簿にかかる以下の事項については、「上田市要配慮者支援マニュアル」に定めるものとする。 （ア）避難支援者等関係者となる者 （イ）避難行動要支援者の範囲 （ウ）名簿の記載事項 （エ）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 （オ）名簿の更新に関する事項 （カ）名簿情報の提供及び漏えい防止にかかる措置 （３）避難行動要支援者名簿の提供 市は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援等関係者となる者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 （４）避難支援等関係者の安全確保 市は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者の避難支援等を行うにあたり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。 （５）要配慮者支援計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。 （６）避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者が円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 ２　在宅者対策 （１）指定避難所の整備 市及び県は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標	１　在宅者対策 （１）避難施設の整備 市及び県は、災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路

Ｐ３５	識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。（２）防災教育・防災訓練の実施 市及び県は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 （３）応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。	標識等の簡明化、多言語化等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。（２）防災教育・防災訓練の実施 市及び県は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、災害時要援護者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 （３）応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。
Ｐ３６	（４）緊急通報装置等の整備 市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。 （５）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。 （６）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。 （７）支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治	（４）緊急通報装置等の整備 市は、災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。 （５）災害時要援護者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要援護者の状況把握に努めるものとする。 （６）災害時要援護者名簿の整備 市は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。 （７）災害時要援護者の態様に配慮した避難支援計画の策定 市は、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、浸水被害、土砂災害等に対応し、かつ災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。 なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。 （８）避難支援計画等の活用 避難支援計画については、市防災・福祉部局及び自主防災組織や災害時要援護者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。 （９）支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治

Ｐ３６	会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。 ３　要配慮者利用施設対策 （１）防災設備等の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。 （２）組織体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。	会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。 ２　社会福祉施設等対策 （１）防災設備等の整備 市及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。 （２）組織体制の整備 市及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。
Ｐ３７	（３）防災教育・防災訓練の実施 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。 （４）応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。 また、市は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 （５）市及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。	（３）防災教育・防災訓練の実施 市及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。 （４）応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。 また、市は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難場所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。

Ｐ３７	（６）市及び県は、医療機関の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。 （７）要配慮者利用施設が実施する対策 ア　防災設備等の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね３日間分）を行うものとする。 イ　組織体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。 ウ　防災教育・防災訓練の実施 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。 エ　応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の避難場所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。 オ　日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。	（５）社会福祉施設等が実施する対策 ア　防災設備等の整備 社会福祉施設等においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね３日間分）を行うものとする。 イ　組織体制の整備 社会福祉施設等においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。 ウ　防災教育・防災訓練の実施 社会福祉施設等においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。 エ　応援体制及び受援体制の整備 社会福祉施設等においては、市及び県の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の避難場所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

Ｐ３７	また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれ関係機関等と調整するものとする。 カ　医療機関においては、災害時の入院患者等の安全の確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。 キ　医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。	
Ｐ３８	４　外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策 （１）外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備 市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。 （２）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知 市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 （３）防災教育・防災訓練の実施 市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。	３　病院入院患者等対策 （１）市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。 （２）市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整する ４　外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策 （１）外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備 市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。 （２）広域避難場所及び避難経路の周知 市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 （３）防災教育・防災訓練の実施 市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

Ｐ３８	（４）応援体制及び受援体制の整備 市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。 （５）観光客の安全対策の推進 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。 （６）外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備 当該区域内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図るものとする。 （７）観光客の安全対策の推進 観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。	（４）応援体制及び受援体制の整備 市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。 （５）観光客の安全対策の推進 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。 （６）外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備 当該区域内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図るものとする。 （７）観光客の安全対策の推進 観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。
Ｐ３９	５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 （１）市は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 （２）市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。 （３）市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。	５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設対策 （１）市は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 （２）市は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

頁	修　正　案	現　行
Ｐ４３	**第１１節　避難収容活動計画** （総務部、市民参加協働部、こども未来部、都市建設部、教育委員会） 第１　基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。 第２　主な取組み １　避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 ２　自主防災組織からなる避難場所運営委員会の結成を進め、広域避難場所の円滑な運営体制の整備を図る。 ３　指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 ４　市は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 ５　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 第３　計画の内容 １　避難計画の策定等 （１）避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 ア　避難勧告、避難指示の具体的な基準及び伝達方法 イ　避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法 （避難勧告、避難指示、避難準備情報については第３章第 12 節を参照） ウ　指定緊急避難場所の対象となる異常気象の種類 エ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 オ　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 カ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 （ア）給食措置	**第１１節　避難収容活動計画** （総務部、市民参加協働部、こども未来部、都市建設部、教育委員会） 第１　基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。 第２　主な取組み １　避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 ２　自主防災組織からなる避難場所運営委員会の結成を進め、広域避難場所の円滑な運営体制の整備を図る。 ３　安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 ４　市は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 ５　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 第３　計画の内容 １　避難計画の策定等 （１）避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 ア　避難勧告、避難指示を行う判断基準及び伝達方法 イ　避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法 （避難勧告、避難指示、避難準備情報については第３章第 12 節を参照） ウ　避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 エ　避難場所への経路及び誘導方法 オ　避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 （ア）給食措置

Ｐ４３ Ｐ４４	（イ）給水措置 （ウ）毛布、寝具等の支給 （エ）衣料、日用品の支給 （オ）負傷者に対する救急救護 キ　指定避難所の管理に関する事項 （ア）避難収容中の秩序保持 （イ）避難住民に対する災害情報の伝達 （ウ）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 （エ）避難住民に対する各種相談業務 ク　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 （ア）平常時における広報 ａ　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ｂ　住民に対する巡回指導 ｃ　防災訓練等 （イ）災害時における広報 ａ　広報車による周知 ｂ　避難誘導員による現地広報 ｃ　住民組織を通じた広報 なお市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、屋内での待機等安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。 （２）避難行動要支援者対策 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。	（イ）給水措置 （ウ）毛布、寝具等の支給 （エ）衣料、日用品の支給 （オ）負傷者に対する救急救護 カ　避難場所の管理に関する事項 （ア）避難収容中の秩序保持 （イ）避難住民に対する災害情報の伝達 （ウ）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 （エ）避難住民に対する各種相談業務 キ　広域避難地等の整備に関する事項 （ア）収容施設 （イ）給水施設 （ウ）情報伝達施設 ク　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 （ア）平常時における広報 ａ　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ｂ　住民に対する巡回指導 ｃ　防災訓練等 （イ）災害時における広報 ａ　広報車による周知 ｂ　避難誘導員による現地広報 ｃ　住民組織を通じた広報 （２）災害時要援護者対策 災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、社会福祉協議会、地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する ア　所在、援護の要否等の状況把握 イ　配慮すべき個々の態様 ウ　緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備 エ　災害発生時の安否の確認 オ　避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画 カ　情報提供手段

Ｐ４４		キ　配慮すべき救護・救援対策 ク　地域の支え合いによる支援協力体制 特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。
	（３）帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。	（３）帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。
Ｐ４５	（４）住民が実施する計画 ア　家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。 （ア）家の中のどこが安全か （イ）救急医薬品や火気などの点検 （ウ）幼児や高齢者の避難の確認 （エ）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認 （オ）避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか （カ）家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認 （キ）昼と夜の場合の家族の分担 イ　防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。 ウ　指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。 ２　避難場所の確保 市は、自治会内に留まる程度の小規模な災害の場合には、第一次避難場所の開設を自治会に要請し、被害の拡大が予想される場合は、広域避難場所（第二次避難場所）を市が開設するものとする。 （１）第一次避難場所 自治会は、住民が避難する場所を予め定めておくものとし、避難場所の開設と管理を行う。 自治会館の建物（避難施設）と駐車場や広場（避難地）とに役割を分け、災害時は広場などで一時避難し、施設の安全が確保されるまで原則として避難収容を行わないものとする。	（４）住民が実施する計画 ア　家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。 （ア）家の中のどこが安全か （イ）救急医薬品や火気などの点検 （ウ）幼児や高齢者の避難の確認 （エ）避難場所、避難経路の確認 （オ）避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか （カ）家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認 （キ）昼と夜の場合の家族の分担 イ　防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。 ウ　避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。 ２　避難場所等の確保 市は、自治会内に留まる程度の小規模な災害の場合には、第一次避難場所の開設を自治会に要請し、被害の拡大が予想される場合は、広域避難場所（第二次避難場所）を市が開設するものとする。 （１）第一次避難場所 自治会は、住民が避難する場所を予め定めておくものとし、避難場所の開設と管理を行う。 自治会館の建物（避難施設）と駐車場や広場（避難地）とに役割を分け、災害時は広場などで一時避難し、施設の安全が確保されるまで原則として避難収容を行わないものとする。

Ｐ４５	初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。	初期避難場所　隣組程度が避難できる規模の空き地等。
	第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。	第一次避難場所　自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。
	（２）広域避難場所（第二次避難場所） 市は、住民が避難する場所を広域避難場所として予め指定し、避難場所の開設と管理を行う。 ア　避難地は、校庭や広場など災害時に一時的に身の安全を確保する場所である。 車中泊やテントでの短中期の避難も想定される。 イ　避難施設（所）は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に収容する施設である。災害時は、施設の安全が確保されるまで原則として、避難収容を行なわないものとする。		（２）広域避難場所（第二次避難場所） 市は、住民が避難する場所を広域避難場所として予め指定し、避難場所の開設と管理を行う。 ア　避難地は、校庭や広場など災害時に一時的に身の安全を確保する場所である。 車中泊やテントでの短中期の避難も想定される。 イ　避難施設（所）は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に収容する施設である。災害時は、施設の安全が確保されるまで原則として、避難収容を行なわないものとする。
	（３）特別避難場所（上田城跡公園） 特別避難場所とは、自然災害、都市災害が発生した際、地域防災拠点（小・中学校）での避難生活が困難な在宅要援護者（認知症や寝たきり状態にある高齢者や障がいを持つ人、保護者のいない乳幼児や小学校低学年の児童または傷病者など）に対してケアができる場所として指定された二次的な避難場所である。		（３）特別避難場所（上田城跡公園） 特別避難場所とは、自然災害、都市災害が発生した際、地域防災拠点（小・中学校）での避難生活が困難な在宅要援護者（認知症や寝たきり状態にある高齢者や障がいを持つ人、保護者のいない乳幼児や小学校低学年の児童または傷病者など）に対してケアができる場所として指定された二次的な避難場所である。
Ｐ４６	（４）市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。		（４）次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行うものとする。 ア　安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の避難場所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。 イ　避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。 ウ　定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。 エ　災害の種別（風水害・震災）に応じて開設する避難場所を定めること。 オ　開設の基準を明確にすること。 カ　広域避難場所の避難地、避難施設の使い分けを明確にすること。 キ　民間施設を広域避難場所として指定すること。 ク　上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。
	（５）広域避難場所の円滑な運営のため、地域住民や自主防災組織からなる避難場所運営委員会の協力のもと、市及び施設管理者による「避難場所運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの指定避難所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。		（５）広域避難場所の円滑な運営のため、地域住民や自主防災組織からなる避難場所運営委員会の協力のもと、市及び施設管理者による「避難場所運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの避難場所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。
	（６）指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排		（６）学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。

Ｐ４６	水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。 　なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間であることに努めるものとする。 （７）市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。	（７）市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。 （８）避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 （９）避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。 （10）テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 （11）指定された避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 （12）避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。 （13）災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 　また、一般の避難場所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。 　なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 （14）医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受け入れなどについて、支援協力体制の確立に努めるものとする。
Ｐ４７		（15）公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図るものとする。

Ｐ４７	（８）指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。 （９）市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 ３　避難所の確保 （１）指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 （２）市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 （３）市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。 （４）指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 　なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 （５）指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。 （６）テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 （７）指定された避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。	（16）各避難場所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。 （17）避難場所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。 （18）他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。

Ｐ４７	（８）避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 　また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 　なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 （９）医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。 （10）公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。 （11）「避難所マニュアル策定指針」（平成２４年３月長野県危機管理部）等を参考として、各避難場所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。 （12）市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。 （13）指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。 （14）市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 ４　住宅の確保体制の整備 （１）利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。 （２）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 （３）応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。 （４）災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。 （５）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。 （６）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。	３　住宅の確保体制の整備 （１）利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 （２）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 （３）応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。 （４）災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。 （５）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。 （６）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

Ｐ４７ Ｐ４８	5　学校における避難計画 市立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。 また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。 （１）防災計画（教育委員会） ア　学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。 イ　学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 ウ　防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。 （ア）災害対策に係る防災組織の編成 （イ）災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法 （ウ）市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 （エ）夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法 （オ）児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 （カ）児童生徒等の帰宅と保護の方法 （キ）児童生徒等の保護者への引き渡し方法 （ク）児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法 （ケ）児童生徒等の救護方法 （コ）初期消火と重要物品の搬出の方法 （サ）施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法 （シ）避難場所の開設への協力（施設・設備の開放等） （ス）防災訓練の回数、時期、方法 （セ）教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 （ソ）災害後における応急教育に関する事項 （タ）その他、学校長が必要とする事項 （２）施設・設備の点検管理（教育委員会） 学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。 ア　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の発生によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。	4　学校における避難計画 市立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。 また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。 （１）防災計画（教育委員会） ア　学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。 イ　学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 ウ　防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。 （ア）災害対策に係る防災組織の編成 （イ）災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法 （ウ）市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 （エ）夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法 （オ）児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 （カ）児童生徒等の帰宅と保護の方法 （キ）児童生徒等の保護者への引き渡し方法 （ク）児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法 （ケ）児童生徒等の救護方法 （コ）初期消火と重要物品の搬出の方法 （サ）施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法 （シ）避難場所の開設への協力（施設・設備の開放等） （ス）防災訓練の回数、時期、方法 （セ）教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 （ソ）災害後における応急教育に関する事項 （タ）その他、学校長が必要とする事項 （２）施設・設備の点検管理（教育委員会） 学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。 ア　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の発生によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

Ｐ４８	イ　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。 ウ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。 （３）防火管理（教育委員会） 災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。 ア　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 イ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 （４）避難誘導（教育委員会） ア　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。 （ア）児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする （イ）全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする （ウ）遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする （エ）登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする （５）私立学校に対する指導 私立学校については、市立学校の対策に準じて整備するよう指導する。	イ　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。 ウ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。 （３）防火管理（教育委員会） 災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。 ア　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 イ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 （４）避難誘導（教育委員会） ア　避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。 （ア）児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする （イ）全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする （ウ）遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする （エ）登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする （５）私立学校に対する指導 私立学校については、市立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

頁	修　正　案	現　行
	第４２節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 （総務部） 第１　基本方針 　市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定めるものとする。 第２　主な取組み 　住民等の提案により地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。 第３　計画の内容 １　地区防災計画 　地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市の一定地区内の住民及びと当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。 　また地区居住者の参加のもと、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。 ２　住民及び事業所を有する事業者が実施する計画 　市の一定の地域内の住民及びと当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、当地区の市と連携して防災活動を行うものとする。	（新　設）

頁	修　正　案	現　行
Ｐ９４	**第１節　災害直前活動** （全部局） 第１　基本方針 風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。 第２　主な活動 １　気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。 ２　住民に対して適切な避難誘導を実施する。 ３　災害を未然に防止するための活動を実施する。 第３　活動の内容 １　警報等の伝達活動 （１）基本方針 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。 （２）特別警報発表時の対応（住民等への周知の措置） 県、消防庁、ＮＴＴから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所管の官公署に周知する措置を行うものとする なお周知に当たっては、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。 （３）特別警報以外の気象警報等発表時の対応 ア　各機関から通知を受けた気象警報･注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。 イ　市において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。 ２　住民の避難誘導対策 （１）基本方針 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、	**第１節　災害直前活動** （全部局） 第１　基本方針 風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。 第２　主な活動 １　気象警報・注意報等を迅速に住民に対して伝達する。 ２　住民に対して適切な避難誘導を実施する。 ３　災害を未然に防止するための活動を実施する。 第３　活動の内容 １　警報等の住民に対する伝達活動 （１）基本方針 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。 （２）実施計画 ア　各機関から通知を受けた気象警報･注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。 イ　市において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。 ２　住民の避難誘導対策 （１）基本方針 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、

Ｐ９４	必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 （２）実施計画 ア　風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。	必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 （２）実施計画 ア　風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。
Ｐ９５	特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。 また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。 イ　市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難場所とするものとする。 ウ　住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 エ　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。 オ　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。 カ　避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。 ３　災害の未然防止対策 （１）基本方針 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。	特に、災害時要援護者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、災害時要援護者関連施設に対して連絡・通報を行うものとする。 また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。 イ　市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難場所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難場所とするものとする。 ウ　住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 エ　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、災害時要援護者に対して配慮するよう努めるものとする。 オ　避難場所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。 カ　避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする ３　災害の未然防止対策 （１）基本方針 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

Ｐ９５

（２）実施計画

市は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

Ｐ９６

警報等の種類及び発表基準

１　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

（１）警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内７９の区域に分けて発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

（２）実施計画

市は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

警報等の種類及び発表基準

１　気象業務法に基づくもの

（１）警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の二次細分区域に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

警報・注意報の概要

種　類	概　要
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

警報・注意報の種類		概　要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

Ｐ９６

特別警報	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときにに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（以下略）

警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（以下略）

頁	修　正　案	現　行
Ｐ１２２	**第３節　非常参集職員の活動** （全部局、全機関） 第１　基本方針 各機関は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。 この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。 第２　主な活動 災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。 第３　活動の内容 １　責務 市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。 ２　組織、配備基準 市は、１の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における上田市災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、以下のように定めるものとする。	**第３節　非常参集職員の活動** （全部局、全機関） 第１　基本方針 各機関は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。 この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。 第２　主な活動 災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。 第３　活動の内容 １　責務 市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。 ２　組織、配備基準 市は、１の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における上田市災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、以下のように定めるものとする。

Ｐ１２２

職員の配備区分と発令基準

体制	配備職員	配備基準
警戒 第１次 体制	本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする）。	（１）市域で震度３又は４の地震が発生した場合。 （２）気象庁が東海地域観測情報を発表した場合。 （３）気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合。 （４）気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合。 注意報であっても災害の発生が予想される場合で、危機管理防災課長が必要と認めたとき。
警戒 第２次 体制	係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機）	（１）気象庁が東海地震注意情報を発表した場合。 （２）気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合。 （３）気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。 （４）災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。
緊急体制	係長以上の全職員及び所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機） 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は真田・武石地域自治センターに参集する（避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 震度５弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	（１）市域で震度５弱又は５強の地震が発生した場合。 （２）東海地震に係る警戒宣言が発令された場合。（気象庁が東海地震予知情報を発表した場合。） （３）気象庁が市域に係る気象に関する特別警報（大雨、暴風、暴風雪又は大雪）を発表した場合 （４）長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 （５）現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき。

職員の配備区分と発令基準

体制	配備職員	配備基準
警戒 第１次 体制	本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする）。	（１）市域で震度３又は４の地震が発生した場合。 （２）気象庁が東海地域観測情報を発表した場合。 （３）気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合。 （４）気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合。 注意報であっても災害の発生が予想される場合で、危機管理防災課長が必要と認めたとき。
警戒 第２次 体制	係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機）	（１）気象庁が東海地震注意情報を発表した場合。 （２）気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合。 （３）気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。 （４）災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。
緊急体制	係長以上の全職員及び所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機） 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は真田・武石地域自治センターに参集する（避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 震度５弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	（１）市域で震度５弱又は５強の地震が発生した場合。 （２）東海地震に係る警戒宣言が発令された場合。（気象庁が東海地震予知情報を発表した場合。） （３）現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき。

Ｐ１２３

体制	配備職員	配備基準
全体体制	全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する（避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 震度５弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	（１）市域で震度６弱以上の地震が発生した場合。 （２）全市域にわたって大災害が発生若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。 （３）自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき（職員の自主判断）。

（以下略）

体制	配備職員	配備基準
全体体制	全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する（避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 震度５弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	（１）市域で震度６弱以上の地震が発生した場合。 （２）全市域にわたって大災害が発生若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。 （３）自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき（職員の自主判断）。

（以下略）

頁	修　正　案	現　行
Ｐ１５９	**第１２節　避難収容及び情報提供活動** （全部局、救援対策班、避難場所開設者） 第１　基本方針 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第１次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。 第２　主な活動 １　避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 ２　市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。 ３　避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 ４　市は、避難者のために避難場所を開設し、良好な避難生活を確保する。 ５　市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 ６　市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 ７　市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 第３　活動の内容 １　避難準備情報、避難勧告、避難指示 （１）基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。 避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。	**第１２節　避難収容及び情報提供活動** （全部局、救援対策班、避難場所開設者） 第１　基本方針 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第１次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、災害時要援護者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの災害時要援護者関連施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。 第２　主な活動 １　避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 ２　市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。 ３　避難誘導に当たっては災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 ４　市は、避難者のために避難場所を開設し、良好な避難生活を確保する。 ５　市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 ６　市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 ７　市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 第３　活動の内容 １　避難準備情報、避難勧告、避難指示 （１）基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。 避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。 その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

Ｐ１６０	（２）実施計画 ア　実施機関 （ア）関係機関が実施すべき事項 （表略） （イ）知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。 （ウ）県、指定行政機関及び指定地方行政期機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 イ　避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味 （ア）「避難準備情報」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 （イ）「避難勧告」 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 （ウ）「避難指示」 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。 ウ　避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等 （ア）市長の行う措置 ａ　避難指示、避難勧告 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待機等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。 （ａ）長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合 （ｂ）長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｃ）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所で、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が	（２）実施計画 ア　実施機関 （ア）関係機関が実施すべき事項 （表略） （イ）知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。 イ　避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味 （ア）「避難準備情報」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 （イ）「避難勧告」 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 （ウ）「避難指示」 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。 ウ　避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等 （ア）市長の行う措置 ａ　避難指示、避難勧告 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。 （ａ）長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｂ）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所で、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が

Ｐ１６１	災害発生危険基準線を超えている地域） （ｄ）長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｅ）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域 （ｆ）河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域 （表略） （ｇ）上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 （ｈ）地すべりにより著しい危険が切迫している地域 （ｉ）火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 （ｊ）炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 （ｋ）避難路の断たれる危険のある地域 （ｌ）爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 （ｍ）酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し広域にわたり人的被害が予想される地域 ｂ　避難準備情報 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記ａの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。 （ａ）長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｂ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 ｃ　報告（災害対策基本法第 60 条等） （図略） （報告様式は第２節災害情報の収集・連絡活動第２の４参照） ※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。	災害発生危険基準線を超えている地域） （ｃ）長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｄ）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域 （ｅ）河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域 （表略） （ｆ）上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 （ｇ）地すべりにより著しい危険が切迫している地域 （ｈ）火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 （ｉ）炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 （ｊ）避難路の断たれる危険のある地域 （ｋ）爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 （ｌ）酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し広域にわたり人的被害が予想される地域 ｂ　避難準備情報 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記ａの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。 （ａ）長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｂ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 ｃ　報告（災害対策基本法第 60 条等） （図略） （報告様式は第２節災害情報の収集・連絡活動第２の４参照） ※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。
Ｐ１６２	（イ）水防管理者（市長）の行う措置 ａ　指示 水防管理者（市長）は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。 ｂ　通知（水防法第 29 条）	（イ）水防管理者（市長）の行う措置 ａ　指示 水防管理者（市長）は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。 ｂ　通知（水防法第 29 条）

Ｐ１６２	（図略） （ウ）知事又はその命を受けた職員の行う措置 ａ　洪水のための指示 水防管理者の指示に同じｂ　地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。 （図略） （エ）警察官の行う措置 ａ　指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 （ａ）住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 （ｂ）市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 （ｃ）市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 （ｄ）被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。 （ｅ）避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 （ｆ）被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。	（図略） （ウ）知事又はその命を受けた職員の行う措置 ａ　洪水のための指示 水防管理者の指示に同じｂ　地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。 （図略） （エ）警察官の行う措置 ａ　指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 （ａ）住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 （ｂ）市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 （ｃ）市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 （ｄ）被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。 （ｅ）避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 （ｆ）被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
Ｐ１６３	（ｇ）避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 （ｈ）警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 （ｉ）被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。 ｂ　報告、通知	（ｇ）避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 （ｈ）警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 （ｉ）被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。 ｂ　報告、通知

Ｐ１６３	（ａ）上記ａ（ｃ）による場合（災害対策基本法第 61 条） （図略） （ｂ）上記ａ（ｄ）による場合（警察官職務執行法第 4 条） （図略） （オ）自衛官 ａ　避難等の措置 自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「（エ）ａ警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。 ｂ　報告（自衛隊法第 94 条） （図略） エ　避難勧告、避難指示の時期 上記ウ（ア）ａ（ａ）～（ｉ）に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。	（ａ）上記ａ（ｃ）による場合（災害対策基本法第 61 条） （図略） （ｂ）上記ａ（ｄ）による場合（警察官職務執行法第 4 条） （図略） （オ）自衛官 ａ　避難等の措置 自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「（エ）ａ警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。 ｂ　報告（自衛隊法第 94 条） （図略） エ　避難勧告、避難指示の時期 上記ウ（ア）ａ（ａ）～（ｉ）に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。
Ｐ１６４	オ　避難勧告、避難指示、避難準備情報の内容 避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。 （ア）発令者 （イ）発令日時 （ウ）避難情報の種類 （エ）対象地域及び対象者 （オ）指定緊急避難場所 （カ）避難の時期・時間 （キ）避難すべき理由 （ク）住民のとるべき行動や注意事項 （ケ）避難の経路または通行できない経路 （コ）危険の度合い カ　住民への周知 （ア）避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 （イ）市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 （ウ）市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あ	オ　避難勧告、避難指示、避難準備情報の内容 避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。 （ア）発令者 （イ）発令日時 （ウ）避難情報の種類 （エ）対象地域及び対象者 （オ）避難場所 （カ）避難の時期・時間 （キ）避難すべき理由 （ク）住民のとるべき行動や注意事項 （ケ）避難の経路または通行できない経路 （コ）危険の度合い カ　住民への周知 （ア）避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 （イ）市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 （ウ）市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あ

Ｐ１６４	らかじめ周知しておくものとする。 （エ）避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。 （オ）市及び県は、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生児童委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。	らかじめ周知しておくものとする。 （エ）避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。 （オ）市及び県は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 キ　災害時要援護者の状況把握 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生児童委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。
Ｐ１６５	ク　市有施設における避難活動 災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。 （ア）施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。 （イ）避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。 ２　警戒区域の設定 （１）基本方針 災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。 （２）実施計画 ア　実施者 （ア）市長、市職員（災害対策基本法第 63 条） （イ）水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条） （ウ）消防吏員、消防団員（消防法第 28 条） （エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合） （オ）自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自	ク　市有施設における避難活動 災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、災害時要援護者に十分配慮するものとする。 （ア）施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。 （イ）避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。 ２　警戒区域の設定 （１）基本方針 災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。 （２）実施計画 ア　実施者 （ア）市長、市職員（災害対策基本法第 63 条） （イ）水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条） （ウ）消防吏員、消防団員（消防法第 28 条） （エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合） （オ）自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自

Ｐ１６５	衛官（災害対策基本法第 63 条第３項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る） なお県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命じる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市に代わって行う。 イ　警戒区域設定の内容 警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。 （ア）避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 （イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 （ウ）避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。 エ　上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。 ３　避難誘導活動 （１）基本方針 避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。	衛官（災害対策基本法第 63 条第３項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る） イ　警戒区域設定の内容 警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。 （ア）避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 （イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 （ウ）避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。 エ　上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。 ３　避難誘導活動 （１）基本方針 避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮するものとする。
Ｐ１６６	（２）実施計画 ア　誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。 イ　誘導の方法 ａ　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 ｂ　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれの	（２）実施計画 ア　誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。 イ　誘導の方法 ａ　誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 ｂ　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれの

Ｐ１６６	ある場所を避け、安全な経路を選定する。 ｃ　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 ｄ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 ｅ　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ｆ　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 ｇ　市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。 ｈ　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は上小地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ｉ　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明用具を最大限活用する。 ｊ　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 ウ　避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 ４　避難所の開設 （１）基本方針 市は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。 （２）実施計画 ア　開設する広域避難場所の指定 市は、災害の種別に応じ、開設する避難所を指定する。 避難場所開設担当者は、安全が確保できる体育館等を避難所として開設する。 浸水想定区域内又は過去に浸水があった避難所は原則として開設しない。避難場所開設者は、避難所において開設しない理由を明示し、近隣	ある場所を避け、安全な経路を選定する。 ｃ　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 ｄ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 ｅ　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ｆ　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 ｇ　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は上小地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ｈ　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明用具を最大限活用する。 ｉ　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 ウ　避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 ４　避難場所の開設 （１）基本方針 市は収容を必要とする被災者の救出のために避難場所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。 （２）実施計画 ア　開設する広域避難場所の指定 市は、災害の種別に応じ、開設する避難場所を指定する。 避難場所開設担当者は、安全が確保できる体育館等を避難施設として開設する。 浸水想定区域内又は過去に浸水があった避難場所は原則として開設しない。避難場所開設者は、避難場所において開設しない理由を明示し、近隣

Ｐ１６６	の安全な施設に収容するものとする。 イ　開設の基準 市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。	の安全な施設に収容するものとする。 イ　開設の基準 市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに避難施設の開設を決定し、住民に周知するとともに、避難場所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難場所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
Ｐ１６７	ウ　要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。 エ　避難場所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。 ５　広域避難場所の運営 （１）基本方針 市は自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「避難場所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるものとする。 （２）実施計画 ア　各避難所に運営の職員を配置する。 イ　避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。 （ア）避難者 （イ）住民 （ウ）自主防災組織 （エ）他の地方公共団体 （オ）ボランティア ウ　避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 エ　避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 オ　避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 カ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握	ウ　災害時要援護者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。 エ　避難場所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難場所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。 ５　広域避難場所の運営 （１）基本方針 市は自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「避難場所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるものとする。 （２）実施計画 ア　各避難場所に運営の職員を配置する。 イ　避難場所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。 （ア）避難者 （イ）住民 （ウ）自主防災組織 （エ）他の地方公共団体 （オ）ボランティア ウ　避難場所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 エ　避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 オ　避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 カ　避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握

Ｐ１６７	に努め、必要な対策を講じるものとする。 　また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	に努め、必要な対策を講じるものとする。 　また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
Ｐ１６８	キ　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。 ク　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 ケ　避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 （ア）スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 （イ）介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 （ウ）災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 ａ　介護職員等の派遣 ｂ　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 ｃ　病院や社会福祉施設等への受入れ ｄ　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 ｅ　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 コ　避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。 サ　市立学校における対策（教育委員会） （ア）指定避難所としてあらかじめ指定を受けている市立の学校が地域の避難場所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開	キ　避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。 ク　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 ケ　避難場所への収容及び避難場所の運営管理に当たっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 （ア）スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 （イ）介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 （ウ）災害発生後できる限り速やかに、全ての避難場所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 ａ　介護職員等の派遣 ｂ　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 ｃ　病院や社会福祉施設等への受入れ ｄ　災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 ｅ　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保するものとする。 コ　避難場所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。 サ　市立学校における対策（教育委員会） （ア）避難場所としてあらかじめ指定を受けている市立の学校が地域の避難場所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するもの

Ｐ１６８	放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。 　また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。 （イ）学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。 （ウ）幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための避難場所を明確に区分する。 シ　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。	とする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。 　また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難場所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。 （イ）学校長は、避難場所の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。 （ウ）幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難場所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。 シ　避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。
Ｐ１６９	ス　市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 セ　市は、関係機関と連携し、避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。 ソ　やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 【関係機関が実施する対策】 ア　避難所の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。 イ　被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。 ウ　日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。 （ア）日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供 （イ）赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸	ス　市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難場所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 セ　市は、関係機関と連携し、避難場所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。 【関係機関が実施する対策】 ア　避難場所の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。 イ　被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。 ウ　日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。 （ア）日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供 （イ）赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸

Ｐ１６９	送等） エ　民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提供するものとする。 ６　広域的な避難を要する場合の活動 （１）基本方針 大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。 （２）実施計画 ア　被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。 イ　被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。 ウ　この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。 エ　避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。 オ　居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。	送等） エ　民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。 ６　広域的な避難を要する場合の活動 （１）基本方針 大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。 （２）実施計画 ア　被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。 イ　被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。 ウ　この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。 エ　避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。 オ　居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。
Ｐ１７０	７　住宅の確保 （１）基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。住宅のあっせん等に際しては、できる限り従来のコミュニティが維持されるように配慮するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 （２）実施計画 ア　利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。 イ　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。 ウ　災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 （ア）応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災	７　住宅の確保 （１）基本方針 住居の被災により避難場所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。住宅のあっせん等に際しては、できる限り従来のコミュニティが維持されるように配慮するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 （２）実施計画 ア　利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。 イ　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。 ウ　災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 （ア）応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災

Ｐ１７０	者が居住に必要な戸数とする。 （イ）応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。 （ウ）被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。 （エ）知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。 （オ）応急仮設住宅の建設にあたっては、地域の環境特性に配慮した仕様とする。 エ　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。 オ　被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、市に情報提供を行う。 カ　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れにも配慮するものとする。 ８　被災者等への的確な情報伝達 （１）基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。 （２）実施計画 ア　市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 イ　市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	者が居住に必要な戸数とする。 （イ）応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。 （ウ）被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。 （エ）知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。 （オ）応急仮設住宅の建設にあたっては、地域の環境特性に配慮した仕様とする。 エ　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。 オ　被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、市に情報提供を行う。 カ　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れにも配慮するものとする。 ８　被災者等への的確な情報伝達 （１）基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。 （２）実施計画 ア　市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 イ　市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
Ｐ１７１	ウ　市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 エ　市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認	ウ　市及び県は、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

Ｐ１７１	めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。 ９　避難所外避難者への支援 （１）基本方針 近年の大規模災害時において、指定された避難所以外に車やテントで避難生活を　　送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。 避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定された避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難場所への移送など必要な支援に努める。 また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。 （２）実施計画 ア　避難所外避難者の把握 市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。 イ　必要な支援の実施 市は、避難所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。 ウ　エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 市は、避難生活での健康維持を図るため、避難所や仮設住宅入居者を対象に定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。	９　避難場所外避難者への支援 （１）基本方針 近年の大規模災害時において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。 避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難場所への移送など必要な支援に努める。 また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。 （２）実施計画 ア　避難場所外避難者の把握 市は、指定した避難場所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難場所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。 イ　必要な支援の実施 市は、避難場所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。 ウ　エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 市は、避難生活での健康維持を図るため、避難場所や仮設住宅入居者を対象に定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。

頁	修　正　案	現　行
Ｐ２３０	**第５節　被災者等の生活再建等の支援** （全部局） 第１　基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 第２　主な活動 １　被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。 ２　被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。 ３　被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。 ４　被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。 ５　被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。 ６　被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。 ７　被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。 ８　被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。 ９　被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。 10　被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。 11　被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。 12　被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。 第３　活動の内容 １　住宅対策 （１）基本方針 被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。 また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うととも	**第５節　被災者等の生活再建等の支援** （全部局） 第１　基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 第２　主な活動 １　被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。 ２　被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。 ３　被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。 ４　被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。 ５　被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。 ６　被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。 ７　被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。 ８　被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。 ９　被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。 10　被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。 11　被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。 12　災害復旧用木材の供給の支援を行う。 第３　活動の内容 １　住宅対策 （１）基本方針 被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。 また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うととも

Ｐ２３０ Ｐ２３１	に公営住宅への優先入居の措置を講ずる。さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 （２）実施計画 ア　災害復興住宅建設等補助金住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行うものとする。 イ　災害公営住宅 被災地全域で 500 戸以上、もしくは、一市町村の区域内で 200 戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。 ウ　既存市営住宅の再建 既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。 エ　市営住宅への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずるものとする。 オ　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、市と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 ２　被災者生活再建支援法による復興 （１）基本方針 一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。 （２）実施計画 ア　申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。 イ　災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに上小地方事務所長へ報告する。 ウ　被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。 エ　被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。 オ　被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。 カ　被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。 ３　生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付 （１）基本方針 被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。	に公営住宅への優先入居の措置を講ずる。さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 （２）実施計画 ア　災害復興住宅建設等補助金住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、り災証明書の発行を行うものとする。 イ　災害公営住宅 被災地全域で 500 戸以上、もしくは、一市町村の区域内で 200 戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。 ウ　既存市営住宅の再建 既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。 エ　市営住宅への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずるものとする。 オ　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、市と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 ２　被災者生活再建支援法による復興 （１）基本方針 一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。 （２）実施計画 ア　災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに上小地方事務所長へ報告する。 イ　被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。 ウ　被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。 エ　被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。 オ　被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。 ３　生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付 （１）基本方針 被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。

Ｐ２３１	（２）実施計画 市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。４　被災者の労働対策 被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。 ４　被災者の労働対策 被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。	（２）実施計画 市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。４　被災者の労働対策 被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。 ４　被災者の労働対策 被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。
Ｐ２３２	５　生活保護 （１）基本方針 被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。 （２）実施計画 市福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。 ６　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付 （１）基本方針 災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障害見舞金を支給する。 また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。 （２）実施計画 ア　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 市は、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例」、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」及び「上田市災害見舞金支給要綱」に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。 イ　災害援護資金の貸付 市は、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例」、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」及び「上田市災害見舞金支給要綱」に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。	５　生活保護 （１）基本方針 被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。 （２）実施計画 市福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。 ６　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付 （１）基本方針 災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障害見舞金を支給する。 また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。 （２）実施計画 ア　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 市は、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例」、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」及び「上田市災害見舞金支給要綱」に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。 イ　災害援護資金の貸付 市は、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例」、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」及び「上田市災害見舞金支給要綱」に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

Ｐ２３２	７　被災者に対する金融上の措置 県、国は、現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。 ８　租税の徴収猶予、及び減免 （１）基本方針 災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。 （２）実施計画 市は、地方税法又は上田市税条例等に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。 ア　期限の延長 市は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。	７　被災者に対する金融上の措置 県、国は、現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。 ８　租税の徴収猶予、及び減免 （１）基本方針 災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。 （２）実施計画 市は、地方税法又は上田市税条例等に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。 ア　期限の延長 市は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。
Ｐ２３３	イ　減免 市は、上田市税条例等に定めるところにより、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び国民健康保険税等の減免について、必要な措置を実施する。 ９　医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等 （１）基本方針 被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。 （２）実施計画 市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。 10　罹災証明書の交付 （１）基本方針 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。 （２）実施計画 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、	イ　減免 市は、上田市税条例等に定めるところにより、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び国民健康保険税等の減免について、必要な措置を実施する。 ９　医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等 （１）基本方針 被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。 （２）実施計画 市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。 10　被（り）災証明書の交付 （１）基本方針 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に被（り）災証明書（以下「被災証明書」という。）の交付を行う。 （２）実施計画 発災後早期に被災証明書の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付す

Ｐ２３３	遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 罹災証明書は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当って必要とされる家屋の被害の程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。 （図略）	るものとする。 被災証明書は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当って必要とされる家屋の被害の程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。 （図略）
Ｐ２３４	ア　罹災証明の対象 罹災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた以下に示すものを対象とする。 人的被害：死亡・行方不明・負傷 物的被害：全壊又は全焼・流出・半壊又は半焼・床上浸水・一部損壊・床下浸水 その他の物的被害 イ　罹災証明を行う者 罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、災害対策本部が設置されている場合は市の相談窓口が担当する。 ウ　罹災証明書の発行 （ア）被災家屋調査の準備 ａ　事前調査の実施 調査全体計画を策定するため、市内家屋の被害状況を把握する。ただし、被災範囲が市全域に及ぶ場合は、必要に応じて航空写真を撮影する。 ｂ　調査員の確保 ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配 ・調査チームの編成と調査地区割りの検討 ｃ　調査備品等の準備 ・調査携帯品の調達、準備（調査票、土地家屋現況図又は住宅地図等） ・調査員運搬用車両の確保、手配 （イ）被災家屋調査の実施 調査チームは、次の要領で調査を実施する。（詳細は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）参照のこと。）ただし、市職員だけでは調査チームの編成が困難な場合は、県及びその他の市町村への応援派遣の要請をする。 ａ　被災家屋調査の実施（第１次判定） 木造・プレハブ、非木造の別なく、外観からの目視調査を行い、一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。 ｂ　被災家屋調査の実施（第２次判定）	ア　被災証明の対象 被災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた以下に示すものを対象とする。 人的被害：死亡・行方不明・負傷 物的被害：全壊又は全焼・流出・半壊又は半焼・床上浸水・一部損壊・床下浸水 その他の物的被害 イ　被災証明を行う者 被災証明は、市長が行うものとし、被災証明書の発行事務は、災害対策本部が設置されている場合は市の相談窓口が担当する。 ウ　被災証明書の発行 （ア）被災家屋調査の準備 ａ　事前調査の実施 調査全体計画を策定するため、市内家屋の被害状況を把握する。ただし、被災範囲が市全域に及ぶ場合は、必要に応じて航空写真を撮影する。 ｂ　調査員の確保 ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配 ・調査チームの編成と調査地区割りの検討 ｃ　調査備品等の準備 ・調査携帯品の調達、準備（調査票、土地家屋現況図又は住宅地図等） ・調査員運搬用車両の確保、手配 （イ）被災家屋調査の実施 調査チームは、次の要領で調査を実施する。（詳細は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）参照のこと。）ただし、市職員だけでは調査チームの編成が困難な場合は、県及びその他の市町村への応援派遣の要請をする。 ａ　被災家屋調査の実施（第１次判定） 木造・プレハブ、非木造の別なく、外観からの目視調査を行い、一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。 ｂ　被災家屋調査の実施（第２次判定）

Ｐ２３４	第１次判定で、全壊と判定されなかった住家について外観目視調査を次のとおり行う。 ・木造・プレハブについては、外壁又は柱の傾斜が 1/20 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上 1/20 未満は損害割合 15%とし、柱、基礎を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。 ・非木造については、外壁又は柱の傾斜が 1/30 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上 1/30 未満は損害割合 20%とし、柱を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。	第１次判定で、全壊と判定されなかった住家について外観目視調査を次のとおり行う。 ・木造・プレハブについては、外壁又は柱の傾斜が 1/20 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上 1/20 未満は損害割合 15%とし、柱、基礎を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。 ・非木造については、外壁又は柱の傾斜が 1/30 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上 1/30 未満は損害割合 20%とし、柱を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。
Ｐ２３５	・部位別損害割合の合計値が 50%以上の場合は全壊とする。20%以上 50%未満の場合は半壊とする。 （注１）傾斜は原則として住家の１階部分の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。 （注２）非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。 ｃ　被災家屋調査の実施（第３次判定） 第２次判定までの結果に対し、被災者等から再調査の申請があった場合には外観目視調査とともに内部立入調査を行い、第３次判定を行う。流れは「第２次判定」と同じであるが、内部立入調査を行うため、調査対象部位が床や天井など、内部から確認できる部位にも細かく区分されている。なお、第３次判定のための調査は申請者の立会を必要とし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。 （ウ）被災台帳の作成 被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「被災台帳」を作成し、被災証明書発行の基本台帳とする。「被災台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、被災証明書を発行するものとする。 （エ）罹災証明書の発行 罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする（火災の場合は消防本部において発行する）。ただし、１世帯１枚の発行とし証明手数料については徴収しないも	・部位別損害割合の合計値が 50%以上の場合は全壊とする。20%以上 50%未満の場合は半壊とする。 （注１）傾斜は原則として住家の１階部分の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。 （注２）非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。 ｃ　被災家屋調査の実施（第３次判定） 第２次判定までの結果に対し、被災者等から再調査の申請があった場合には外観目視調査とともに内部立入調査を行い、第３次判定を行う。流れは「第２次判定」と同じであるが、内部立入調査を行うため、調査対象部位が床や天井など、内部から確認できる部位にも細かく区分されている。なお、第３次判定のための調査は申請者の立会を必要とし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。 （ウ）被災台帳の作成 被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「被災台帳」を作成し、被災証明書発行の基本台帳とする。「被災台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、被災証明書を発行するものとする。 （エ）被災証明書の発行 被災証明書は、被災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が作成した被災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする（火災の場合は消防本部において発行する）。ただし、１世帯１枚の発行とし証明手数料については徴収しないも

Ｐ２３５	のとする。 （オ）再調査の申し出と調査実施 被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合、及び第１次調査が実施できなかった家屋について、災害発生日から３ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった家屋に対し、災害対策本部が設置されている場合は救援対策班が、それ以外の場合は資産税担当課が迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行することとし、同時に、被災台帳を訂正する。 11　被災者台帳の作成 （１）基本方針 災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。 （２）実施計画 必要に応じ、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 12　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 （１）基本方針 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。 （２）実施計画 ア　市長は、必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。 イ　住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。 ウ　報道機関に対し、発表を行う。	のとする。 （オ）再調査の申し出と調査実施 被災者は、被災証明の判定結果に不服があった場合、及び第１次調査が実施できなかった家屋について、災害発生日から３ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった家屋に対し、災害対策本部が設置されている場合は救援対策班が、それ以外の場合は資産税担当課が迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、被災証明書を発行することとし、同時に、被災台帳を訂正する。 11　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 （１）基本方針 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。 （２）実施計画 ア　市長は、必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。 イ　住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。 ウ　報道機関に対し、発表を行う。
Ｐ２３６		